平成21年(行コ)第213号 ハッ場ダム公金支出差止等(住民訴訟)請求控訴事件 控訴人 深澤 洋子 ほか37名 被控訴人 東京都水道局長 ほか4名

控訴人準備書面(15) ハッ場ダム貯水域の地すべりの危険性に関する準備書面

平成24年6月25日

東京高等裁判所 民事第5部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	高	橋	利	明	代
司	大	Ш	隆	司	代
司	羽	倉	佐 知	子	代
司	只	野		靖	代
司	土	橋		実	代
司	西	島		和	代
司	谷	合	周	Ξ	
同(復)	島		昭	宏	代

ほか28名

目 次

は	じめに 2
1	本訴訟における地すべり問題の経緯3
	(1) 実質の審査を回避した原判決3
	(2) 国土交通省も地すべりの危険性を認め、見直しを行った4
2	原審での被告・被控訴人の主張5
	(1) 準備書面での主張 5
	(2) 国土交通省の従来の地すべり対策7
	(3) 従来の地すべり対策の費用10
3	原審での原告・控訴人の主張11
4	国土交通省が示した新たな地すべり対策12
	(1) 八ッ場ダム検証報告の地すべり対策12
	(2) 従来の地すべり対策との比較14
	(3) 新たな地すべり対策に伴う増額に対する東京都の拒絶反応16
5	振り出しに戻って新たな審理を17

はじめに

国土交通省関東地方整備局は、平成 23 年 11 月、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」と題する検討報告書を作成し、その中で、「4. 八ッ場ダム検証に係る検討の内容」(甲D第 25 号証)という項において、八ツ場ダム貯水池周辺の地すべり対策について新たな対策を公表した(甲D第 25 号証)。この関係部分は僅か9頁のものであったが、それによると、地すべり対策の箇所数で従前の4倍、予算規模では 25 倍となる工事計画となっていた。この見直しの規模から見ても、貯水池周辺の地すべり対策は、新たに始まったに等しい。

控訴人らは、その検討報告書の基礎資料である、地質コンサルタント会社作成の委託調査報告書(追って、研究者の鑑定報告書と共に提出する)を、本年5月、

情報公開請求によって入手した。現在、専門家にその分析を依頼しているところであるが、対策工法などに大きな問題がある。国土交通省が、このように地すべり対策の見直しを行なうに至ったことは、これまでの原告・控訴人らや、マスコミなどからの危険性の指摘が的を射ていたことを示すものであるが、控訴人は、改めて準備書面を提出し事実を明らかにする予定である。しかし、これについては若干の時間を要する。

この段階に至って、大規模な地すべり対策工事計画が立てられたということ自体、国土交通省のダム建設計画の不手際と杜撰さを示して余りあるものであるが、これまで訴訟上では審理、論議されてこなかった新たな地すべり問題が生じており、国土交通省を訴訟の当事者として迎え、責任のある答弁と説明を求めるべき事案であると確信する。八ッ場ダムが完成したとして、これの機能が発揮できるのかについて重大な疑問が存在しているのに、これを看過して流域都県がダムの建設負担金を負うことは許されるべきではない。本準備書面は、控訴人らの地すべりの危険性についての本格的な主張の前に、この問題の重要性を指摘し、かつ、国土交通省の訴訟参加の必要性を訴えるものである。

1 本訴訟における地すべり問題の経緯

(1) 実質の審査を回避した原判決

ハッ場ダム予定地は地質がきわめて脆弱であるので、ダムが完成して貯水し、水位を上下させれば、貯水池周辺の各所で深刻な地すべりが惹起される可能性が高い。実際に国土交通省による従来の調査でも、貯水池周辺で地すべり発生の可能性があるところは22地区に及んでいた。ところが、国土交通省が地すべり対策を具体化したのはわずか3地区のみであり、しかも、コスト縮減のため、合わせて5.8億円の対策費で済ませるというものであった。その余の地すべり問題については「ダム貯水池の湛水にあたっては、見落としのない様に、事前に貯水池全域を対象に再検討を行う」というもので、問題を先送りするものであった。地すべりの危険性はダ

ムの安全性の根幹に関わることであり、さらに、その対策の内容によってはダム事業費が少なからず増額され、そのことはダム参画予定者の参画是非の判断にも影響することであるから、問題先送りで済ませられることではないことは言うまでもない。

原告・控訴人らは、国土交通省が予定している対策では、その対象範囲についても、また防止策においても、きわめて不完全であると主張してきた。

原判決は、国土交通省の方針について、「貯水池周辺の地すべり対策は、これまでの調査に基づき、地すべり発生の可能性が高く、かつ地すべり対策の必要があると判断された箇所に限定して、具体的な対策工事を計画した段階」(判決81頁)であるとして、今後の再検討や修正も予定されているから、対策未施行の箇所が放置されているわけではなく、この時点で原告が危険性を主張するのであれば、「地すべりの発生を防止するために必要な対策工事を行うことが不可能であるか、そのような対策工事を行わないことが確定している」(同81頁)ことを立証せよとの趣旨の判示を行った。原判決は、問題先送りの国土交通省の無責任な見解を追認するとともに、地すべりの危険性の立証責任を原告に求めるというきわめて不当な判示であった。

(2) 国土交通省も地すべりの危険性を認め、見直しを行った

しかし、ダム関連工事が進む中で、八ッ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性はマスコミでも度々取り上げられ、地元住民から災害発生への不安の声が出されたことにより、ようやく国土交通省も重い腰を上げざるをえなくなった。そこで、平成22年10月から開始された八ッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省は地すべり対策を検討し直し、その結果、10地区において約110億円の費用をかけて対策を行うことを明らかにした。対策済みの1地区も含めると、対象地区は11地区となった。さらに、国土交通省は、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区で対策を講ずるとした。

このように、被控訴人が原審で主張していた国土交通省の危険の認識は大きく

変わり、八ッ場ダムをつくれば、ダム貯水池周辺で地すべりが多発する危険を認め、 大急ぎでその対策計画をつくったのである。この点で、これまでの原告・控訴人ら の主張の正当性は裏付けられたところである。それとともに、貯水池地すべりの危 険性の訴訟上の論議、審議は、ほとんど振り出しから始めなければならない状況に なった。これについて、原告・控訴人らに何らの責められるべき落ち度はない。

ハッ場ダムの検証で示された新しい地すべり対策が実施されたとしても、貯水 池周辺での地すべりの危険性が解消されるわけではない。検証の概要資料を地すべ り問題の専門家が検討したところ、基本的な問題がいくつか浮かび上がってきてい る。

そこで、控訴人らは国土交通省が新たに地すべり対策を検討した元資料である 委託調査報告書を情報開示請求で求めたところ、ようやく平成24年5月になって 開示された。控訴人らは、この委託調査報告書に基づく鑑定意見の作成を専門家に 依頼した。その鑑定意見の結果を待って、地すべり問題の準備書面を新たに提出し、 今後予想される地すべりの危険性を明らかにすることにする。

2 原審での被告・被控訴人の主張

(1)準備書面での主張

被告・被控訴人は準備書面(16)(平成20年11月25日)では、国土交通省が設置した「地盤安定検討委員会」で十分に審議されたとした上、川原畑地区二社平と 林地区勝沼など3箇所で押さえ盛土工法を行えば十分と判断されるとし、安全性は確保されると、次のように主張していたのである(同94~96頁)。

「2 貯水池周辺斜面の安全性の対策について

地すべり対策に当たり、国土交通省は、平成8年度、八ッ場ダム工事事務所に地 すべりの専門家からなる地盤安定検討委員会を設置し、平成12年度まで本件ダム貯 水池周辺斜面(主に地すべり)の安定評価と対策方針について調査、検討を行った。

まず、本件ダム貯水池周辺の地すべりについて、地盤安定検討委員会は、貯水池

周辺全域を対象に航空写真、地形図、地質図、文献資料等を収集し、これらに基づき、本件ダム貯水池周辺の地域から地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として22箇所の地域を抽出した。

次に、この22箇所の地域について、現地踏査により詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行うとともに、各箇所の既存の調査データの収集・整理を併せて行い、その結果に基づき、当該箇所の地形成因が地すべりによるものかどうか判定を行い、湛水による地すべりの可能性が高い箇所として5箇所(川原畑地区二社平、横壁地区白岩沢、林地区久森2箇所、林地区勝沼)、地すべりの発生が考え難い箇所として17箇所(横壁地区西久保など)に分類した。なお、その後、湛水による地すべりの可能性が高い5箇所のうち1箇所(林地区勝沼)を2箇所に分割したため、地すべり発生の可能性が高い箇所は6箇所となった。

地盤安定検討委員会は、地すべり発生の可能性が高い箇所6箇所について、現地におけるボーリング調査、動態観測及び詳細な踏査を実施し、地すべり地形の有無、すべり面の有無・深度の確認、地すべり規模の特定を行い、地すべり対策の必要性について検討を行った。

その結果、地盤安定検討委員会は、6箇所のうち、川原畑地区二社平の1箇所と 林地区勝沼の2箇所、計3箇所については、保全対象物(一般的に、家屋、道路、 鉄道、送電鉄塔などが保全対象物とされる。)があることから地すべり対策が必要と 判断し、横壁地区白岩沢の1箇所と林地区久森の2箇所、計3箇所については、当 初想定していた岩盤地すべりがないことや、湛水により不安定になるブロックが影響を及ぼす範囲内に保全対象物がないことなどから、地すべり対策の必要がないと 判断した。

この結論を受け、国土交通省は、川原畑地区二社平など3箇所について、押え盛 土による対策工事を行うこととした。この押え盛土工事は、ダム完成後の貯水位の 変動、満水位から夏期制限水位への変動を前提として、水没部分の浮力の発生や水 位変動にともなう残留間隙水圧による斜面の不安定化に対し、十分に抵抗できる安 全な設計となっている。」

しかし、この主張は、もろくも崩れ去った。国土交通省自身が地すべりの危険性 を認め、新たな対策工事が必要と言い出したのである。

(2) 国土交通省の従来の地すべり対策

国土交通省の資料を使って、被告・被控訴人が主張した国土交通省の地すべり対策をもう少し詳しく見ると、次のようになる。

国土交通省の資料としては八ッ場ダム工事事務所のホームページの図の他は、甲 D第24号証の1を使用した。これは、八ッ場ダム建設事業第2回基本計画変更を控 え、平成15年9月26日に東京都等の6都県が国土交通省関東地方整備局に出した 質問(甲D第24号証の2)に対して、同年10月8日に同局が6都県に出した回答 のうち、質問20)に対する回答として添付された別紙7の図面である。

① 地すべり可能性があって湛水の影響を受ける地域の抽出と地すべり対策箇所の 選定

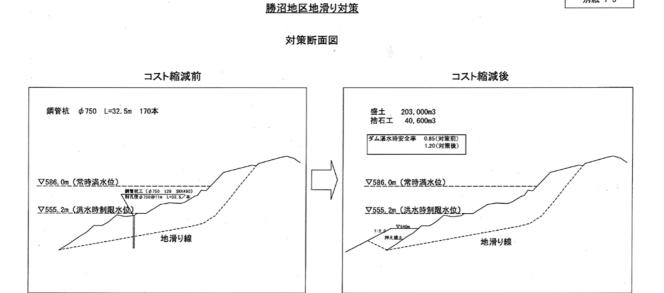
地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として下図(八ッ場 ダム工事事務所のホームページより作成)の22箇所を抽出したが、地すべりの 発生が考え難い、岩盤地すべりがない、湛水により不安定になるブロックが影響 を及ぼす範囲内に保全対象物がないことにより、川原畑地区二社平の1箇所と林 地区勝沼の2箇所、計3箇所のみを地すべり対策箇所とする(対策実施済みの横 壁地区小倉を除く)。



② 林地区勝沼

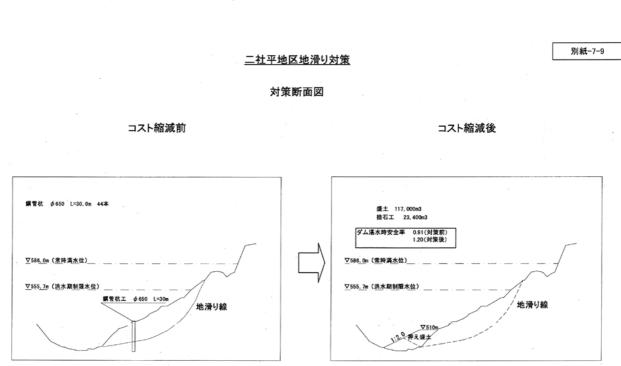
林地区勝沼はコスト縮減のため、下図のとおり、本来の工法である鋼管杭工法をやめ、押さえ盛土工法を中心とする対策に変更する。これにより、対策費は35.54億円から1億円に縮減される。

別紙-7-5



③ 川原畑地区二社平

川原畑地区二社平もコスト縮減のため、本来の工法である鋼管杭工法をやめ、押さえ盛土工法を中心とする対策に変更する。これにより、対策費用は9.68億円から0.87億円に縮減される。

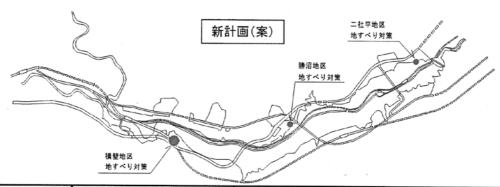


(3) 従来の地すべり対策の費用

以上のように、従来の地すべり対策の計画は対象を林地区勝沼と川原畑地区二社 平だけに絞り、しかも、本来採用すべき鋼管杭工法を押さえ盛土工を中心とする工 法に変えることにより、大幅なコスト縮減を行い、対策済みの横壁地区小倉も含め て 5.82 億円で済ませるというものであった(下記の図表を参照)。また、押さえ盛 土工法も後述するように、盛り土量を少量にとどめる計画であった。

この資料は八ッ場ダムの総事業費を 2,110 億円から 4,600 億円に変更する第 2 回基本計画変更の際に事前説明として国土交通省から出されたものであり、種々の要因で総事業費の大幅増額が必要とされたが、地すべり対策はコスト縮減が専ら優先され、対策地区も対策工法もひどく絞り込まれた。

このように、地すべり対策を重視せずに策定されたのが、総事業費 4,600 億円の 現在の八ッ場ダム事業基本計画なのであり、被告・被控訴人はその基本計画に同意 しているのである。



	現事	業費	新 事 業	費(案)	増	減
工種	数量	金額	数量	金額	数量	金 額
		(百万円)		(百万円)	(千円)	(百万円)
横壁地区地滑り対策	1式	234	1式	395	1式	161
勝沼地区地滑り対策	20	0	1式	(3, 554)	1式	(3, 554)
		A		100		100
二社平地区地滑り対策	20	0	/ 1式	(968)	1式	(968)
				87		87
計		234		(4, 917)		(4, 683)
				582		348

注)()書きはコスト縮減前額である。

3 原審での原告・控訴人の主張

一方、原告・控訴人は原審で次のように主張した。

ハツ場ダム貯水池の湖岸斜面において、少なくとも4箇所の地区では湛水地すべ りの危険が現在している。

(1) 川原畑地区二社平の地すべり

川原畑地区の二社平とその周辺(三平、上の平など)の地層は、基盤は「八ッ場層」であるが、この地では、そこへ後から「温井(ぬくい)層」と呼ばれる溶岩が割り込んで(貫入)がきたことと、それに伴って酸性の高温温泉が上昇したことにより、八ッ場層は熱水変質を受け、粘土化したり風化が早まってひどく脆弱化し、斜面の下方へ移動する地すべりを起こしている。

二社平の尾根筋全体が地すべり地で、激しい崩壊が起こっていることは争いがないが、国土交通省が設定している「すべり面」は、地すべりの進行を示す滑落崖も分離丘もその周辺の空洞帯も含まれていない。このように過小評価した「すべり面」を前提に現計画の容量の押さえ盛土工法が設計されているから、「すべり面」が拡大した場合には、極めて効果が小さく、安全の確保は到底期待できない。

(2) 林地区勝沼の地すべり

林地区勝沼では、平成元年10月、JR吾妻線の路盤が沈下し、国道が押し出されるという、幅と奥行きが400mという大きな地すべりが起きた。群馬県は、地下水を抜くための井戸(集水井)を9箇所つくり、下流側の斜面の下部にはアンカーボルトも設置して、地すべりの動きを止めた。

国土交通省は、勝沼については3つの地すべり地を想定したが、そのうち、最も大きな中央部の地すべり地は、「地すべり面が確認されておらず、滑動する可能性は極めて小さいと判断される。」として、対策は採らないとし、残り2箇所だけを押さえ盛土工で対処するとした。しかし、平成元年の大きな地すべりは中央部の大きな地すべり面で起きた可能性が高く、国土交通省はそのことを無視して安上がりの対策で済まそうとしている。群馬県が設置した集水井のほとんどはダム湛水後は水面

下になり、機能しなくなるので、安易な地すべり対策で終わらせるのは危険である。

(3) 横壁地区白岩沢右岸の地すべり

横壁地区の白岩沢右岸について、国土交通省は、7つの地すべりブロックを想定し、そのうち、吾妻川よりの「ブロック7」だけを湛水によって不安定化する地区としている。国土交通省は、そのブロックは湛水すると地すべりを起こす危険を認めているものの、ここで滑っても守らなければならない財産がないので、対策は採らないとしている。しかし、そのブロックが滑れば山側へ連鎖して地すべりが拡大する恐れは十分にある。この連鎖の危険性は奥西一夫京都大学名誉教授も証言で指摘しており、この危険度は極めて高いと言わざるを得ない。

(4) 横壁地区小倉の地すべり

地質調査会社の委託調査報告書でも、夏季、ダムの水位が下がったとき、造成盛 土層の下部の土石流堆積物などの層から川側の斜面へ地下水が流れ出し、一緒に土 砂を運ぶから、上部の宅地造成地盤が沈下するおそれがあると警告している。宅地 地盤の下の土石流堆積物などの層から地下水が流れ出していることは、冬季、この 崖面一帯に巨大なつららのカーテンができることで明らかである。

なお、同地区については平成10年の集中豪雨で小倉集落周辺で亀裂が発生し、 緊急の地すべり対策が実施されたが、上記の委託調査報告書が指摘した問題とは別 の現象への対策であり、問題は解消されていない。

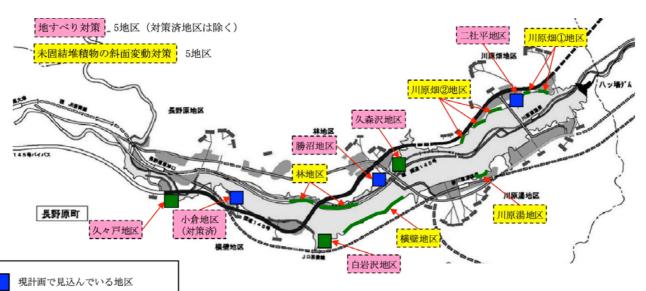
4 国土交通省が示した新たな地すべり対策

(1) 八ッ場ダム検証報告の地すべり対策

しかし、八ッ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性がマスコミでも度々取り上げられ、地元住民から災害発生への不安の声が出されたことにより、ようやく国土交通省も重い腰を上げざるをえなくなった。そこで、平成22年10月から開始された八ッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省は地すべり対策を検討し直し、その結果、10地区において約110億円の費用をかけて対策を行うことを明らかにした

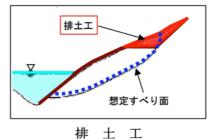
(対策済みの1地区も含めると、対象地区は11地区)。さらに、国土交通省は、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区で対策を講ずるとした。合わせて約150億円の対策費である。

新たな地すべり対策および代替地地すべり対策の内容は次に示す図表のとおりである。(甲D第25号証「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書『4.八ッ場ダム検証に係る検討の内容』、平成23年11月、国土交通省関東地方整備局」)



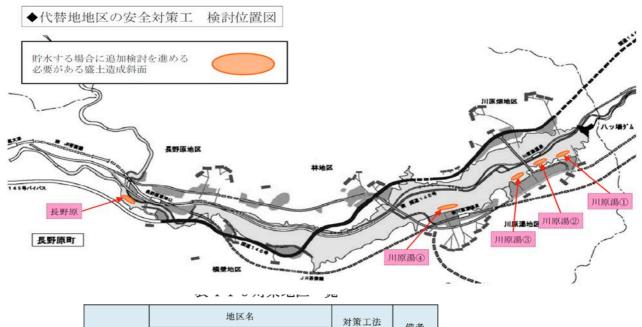
指針(案)に基づく点検の結果 追加された地区
※現時点で考えられる最大限の地すべり等 の範囲を想定

	要因別	種別	地区名	対策工法 (案)	備考
		地すべり	二社平 (川原畑)	排土工、押さえ盛土工	
	現計画で 見込んでいる地区	地すべり	勝沼 (林)	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	小倉 (横壁)	排土工、押さえ盛土工、 鋼管杭工	H21迄に実施済
地すべり等対策	指針(案)に基づく 点検の結果 追加された地区	地すべり	白岩沢(横壁)	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	久森沢 (林)	押さえ盛土工	
		地すべり	久々戸 (長野原)	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原畑①	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原畑②	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原湯	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	横壁	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	林	押さえ盛土工	

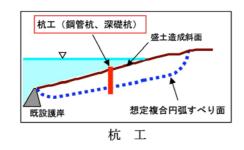


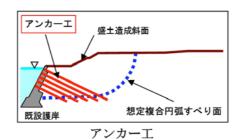
押さえ盛土工
想定すべり面

押さえ盛土工



	地区	対策工法	備考	
	現計画	点検後	(案)	7用 石
	ı	川原湯①	杭工	
代替地地区の 安全対策工	_	川原湯②	杭工	
	_	川原湯③	杭工	
	_	川原湯④	杭工	
	_	長野原	アンカーエ	





(2) 従来の地すべり対策との比較

新たな地すべり対策と従来の計画による地すべり対策を比べると、下表のとおり、 対策地区が大幅に増えた。地すべり対策地区は従来は3地区であったのが、11地区 に増え、代替地の地すべり対策地区も含めると、16地区になった。対策費用も従来 の5.8億円から約150億円に跳ね上がった。国土交通省は、従来の計画では地すべ り問題についてはコスト縮減を最優先し、最小限の費用で済まそうとしたが、地す

八ッ場ダム事業検証による新たな地すべり対策と従来の計画					
種別		地区名	対策工法(案)	従来の計画の対策工法	
	地すべり地形	二社平(川原畑)	排土工、押さえ盛土工	押さえ盛土工、捨石工	
		勝沼(林)	排土工、押さえ盛土工	押さえ盛土工、捨石工	
		小倉(横壁)	排土工、押さえ盛土工、鋼管杭工	H21迄に実施済	
		白岩沢(横壁)	排土工、押さえ盛土工	なし	
		久森沢(林)	押さえ盛土工	なし	
地すべり等対 策		久々戸(長野原)	押さえ盛土工	なし	
	未固結堆積物	川原畑①	押さえ盛土工	なし	
		川原畑②	押さえ盛土工	なし	
		川原湯	押さえ盛土工	なし	
		横壁	押さえ盛土工	なし	
		林	押さえ盛土工	なし	
代替地安全対策		川原湯①	杭工	なし	
		川原湯②	杭工	なし	
		川原湯③	杭工	なし	
		川原湯④	杭工	なし	
		長野原	アンカーエ	なし	

べりの危険性を指摘する報道がいくつかあったことなどにより、地すべり対策の全 面見直しをせざるを得なくなったのである。

その結果、代替地の地すべり対策地区も含めると、対策地区は13地区も増えた。 その中には、湛水で地すべりが起きても保全対象物がないことなどの理由で、国土 交通省が地すべり対策の必要がないと判断した横壁地区白岩沢、林地区久森沢も含まれている。

また、従来の計画でも対象になっていた川原畑地区二社平、林地区勝沼も対策の内容が大きく変わっている。林地区勝沼について見れば、従来の計画では押さえ盛土工20.3万㎡、捨石工4.06万㎡の対策で良しとしていたが、新たな対策は、頭部排土の掘削工89万㎡、法面工(簡易吹付法枠、植生工)11.7万㎡、押さえ盛土工39万㎡、リップラップ工3.01万㎡と、大幅に増強されている(甲D第26号証「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討『地すべり等の対策工』平成23年11月、国土交通省関東地方整備局」)。それが十分な対策であるかどうかはさておき、国土交通省は従来

はコスト縮減最優先で極力安がりの対策で終わらせていたのが、今回の検証では地 すべり問題への姿勢を変えて、全面見直しを行ったのである。その結果、地すべり 対策だけで約150億円の増額が必要となった。

(3) 新たな地すべり対策に伴う増額に対する東京都の拒絶反応

新たな地すべり対策による総事業費の増額に対して、関係6都県が拒絶反応を示している。東京都はその急先鋒で、ハッ場ダム検討の場の幹事会で次のように述べている(甲D第27号証「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第8回幹事会)議事録、平成23年8月29日」)。

八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第8回幹事会) 平成23年8月29日開催

「○東京都都市整備局長代理

それから3点目は、資料1-1に関係することでございまして、「堆砂計画及び総事業費の点検結果について」と縷々前提条件、考え方を説明されてございまして、最後の8ページのところで「新たな指針の作成等に伴う要素」で、地すべり対策関連で149.3億円が書かれてございます。注にはいろいろ書いてございますけれども、1都5県からすれば、今の基本計画に示されている総事業費4,600億円は、平成12年度の地盤安定検討委員会の報告を前提につくられているものと理解されるものでございまして、検証を口実になし崩し的にさらにこれだけ費用が発生すると受けとめられる説明、あるいは資料のつくり方はいかがなものか。これについては、どういうものなのかというのを改めて確認させていただきたい。これはどういう前提で示されているのか。我々としては、149.3億円を前提として、基本計画の変更みたいなことに結びつけられるということであるとすれば、とてもこういう場で示されて、そうですかと受けとめられるものではないということでございます。」

東京都の言い分は、4,600 億円への事業費増額の際に国土交通省が「平成12 年度 の地盤安定検討委員会の報告に基づいて地すべり対策を計画しているから、それで 十分だ」と説明しておきながら、今さら、地すべり対策の見直しで事業費の増額が 必要になるというのは承服しがたいというものである。

しかし、国土交通省の従来の地すべり対策についてその内容を何ら吟味することなく、国土交通省のその場限りの説明を鵜呑みにし、本裁判でもその国土交通省の 説明をオウム返しに主張してきた東京都の責任は重大である。

5 振り出しに戻って新たな審理を

以上のとおり、八ッ場ダム事業の検証で国土交通省の地すべり対策の計画は大きく変わった。地すべり問題に関する原審での被告・被控訴人の主張は、コスト縮減を最優先した国土交通省の従来の地すべり対策によるものであるから、その主張は今や意味を持たないものになった。

国土交通省が示した新たな地すべり対策で、八ッ場ダム貯水域の地すべりを十分に抑止できるかというと、決してそうではない。検証の概要資料を地すべり問題の専門家が検討したところ、対策対象外の地すべり地形の崩壊危険度が不明であること、地すべりの可能性に関する安定解析の信頼性に疑問があること、地震の影響が地すべりの検討でまったく考慮されていないことなど、基本的な問題がいくつか浮かび上がってきている。

そこで、上述のとおり、控訴人らは国土交通省が新たに地すべり対策を検討した元資料である委託調査報告書を情報開示請求で求めたところ、平成24年5月になってようやく開示されたのである。

控訴人らは、この委託調査報告書の解析と新たな地すべり対策の問題点の検討 及び鑑定意見の作成を専門家に依頼した。その鑑定意見の結果を待って、地すべり 問題の準備書面を新たに提出し、今後予想される地すべりの危険性を明らかにする ことにする。

このように、被控訴人が原審で主張していた国土交通省の危険の認識は大きく変わり、国土交通省は八ッ場ダムをつくれば、ダム貯水池周辺で地すべりが多発す

る危険を認め、新たな地すべり対策を示すに至った。この点で、これまでの原告・ 控訴人らの主張の正当性は裏付けられた。

そして、上述のように東京都は新たな地すべり対策に伴う事業費の増額に対して拒絶反応を示しているから、この地すべり問題に真摯に取り組むかの懸念も否定できない。そして、何よりも、貯水池地すべりという特殊な分野での安全性の審査と論議なのであるから、本訴訟においては、国土交通省を訴訟の当事者として迎え、責任のある答弁と解説を求めることが必要であることは何人も否定できない事実であろう。裁判所において、早急に訴訟参加の決定をなされることを切望する次第である。

以上